



SuMi TRUST年金ニュース



(平成28年5月24日)

三井住友信託銀行 年金企画部

平成28年熊本地震による被災者の皆様およびご関係者の皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の成立について

平成28年5月24日、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」が衆議院本会議で可決・成立いたしました。本ニュースでは、同法の成立までの経緯及び同法における改正内容・施行日についてご案内いたします。

I 「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」の成立までの経緯

「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」は、平成27年4月3日に法案が国会に提出され（[平成27年4月6日付SuMiTRUST年金ニュース](#)にてご案内）、昨年の通常国会において衆議院は通過したものの、参議院において継続審議となっておりました。その後、本年通常国会において、4月15日に参議院を通過し、再度衆議院本会議での審議を経て5月24日に可決・成立いたしました。

II 改正内容・施行日

「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」の改正内容及び施行日は以下のとおりです。なお、当初国会に提出された法案から施行日が修正された事項が含まれております。（施行日修正が行われた事項については、注釈を付しております。）

1. 企業年金の普及・拡大

企業年金の普及及び拡大を目的として以下のとおり、中小企業向けの制度を創設することやDC掛金の拠出限度額を年単位化としております。

改正事項	内容	施行日
①簡易型DC制度の創設	従業員数が100人以下の企業を対象に、DC制度の設立手続き時の提出書類を簡素化*し、行政手続を金融機関に委託可能とする「簡易型DC制度」を創設する。 *「運営管理機関契約書」や「資産管理契約書」等の設立書類を半分以下に省略。	公布の日から2年以内で政令で定める日
②個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度の創設	企業年金を実施していない従業員数が100人以下の企業を対象に、個人型DCに加入している従業員に対し、事業主が追加で掛金拠出*を可能とする「小規模事業主掛金納付制度」を創設する。 * 拠出限度額：個人型DC加入者の掛金と事業主の追加掛金との合計で年額27.6万円	公布の日から2年以内で政令で定める日
③DC掛金の拠出限度額の年単位化	企業型、個人型共に柔軟な拠出を可能とするため、DC掛金の拠出規制単位を現行の月単位から年単位に変更する。 * 例えば、他の企業年金のない企業型DCの場合の限度額は、現行の「月額5.5万円」から「年額66万円」となり、賞与時等に使い残し分の一括拠出等が可能となる。	平成30年1月1日*1

*1 当初法案では、「平成29年1月1日」施行とされておりましたが、これが「平成30年1月1日」に修正されました。

2. ライフコースの多様化への対応

ライフコースの多様化への対応を目的として、個人型DCの加入可能範囲の拡大や年金資産の持ち運び（ポータビリティ）の拡充を行うとしています。

改正事項	内容	施行日
① 個人型DCの加入可能範囲の拡大	個人型DCにおいて、「 <u>第3号被保険者</u> 」や「 <u>企業年金加入者*</u> 」、「 <u>公務員等共済加入者</u> 」を新たに加入可能とする。 * 企業型DC加入者については、規約において定めた場合に限られる。なお、その場合には企業型DCの拠出限度額は以下のとおり減額される。 ① 企業型DCのみの場合：年額66万円→年額42万円 ② 企業型DC+確定給付型年金の場合：年額33万円→年額18.6万円	平成29年1月1日
② 制度間ポータビリティの拡充	DB・DC等の制度間の資産の移換（ポータビリティ）の <u>対象範囲を拡充</u> する。現行認められていない、企業型DC・個人型DCからDBへの移換や企業型DC・DBと中退共との間の移換*等を認める。 * 事業再編による合併や中小企業でなくなった場合等の要件有。	公布の日から2年以内で政令で定める日

3. DCの運用の改善

DCにおける運用の改善を目的として、以下に掲げる措置を講じるとしています。

改正事項	内容	施行日
① 継続投資教育の努力義務化	現行、「 <u>配慮義務</u> 」となっている <u>継続投資教育を「努力義務」とする</u> 。	公布の日から2年以内で政令で定める日
② 運用商品提供数の抑制	<u>運用商品提供数について一定の制限*を設ける</u> 。（現行は規制なし。） *1 具体的な数は政令で定める。 *2 経過措置有。施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品については、制限の対象外とする。	公布の日から2年以内で政令で定める日
③ 運用商品除外規定の整備	<u>運用商品を除外する際、現行では、運用商品選択者全員の同意が必要であるところ、運用商品選択者の一定割合（3分の2）以上の同意*とする</u> 。 * 経過措置有。施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品については、従前とおり全員の同意取得を要する。	公布の日から2年以内で政令で定める日
④ 多様な運用商品の提示を促進するための措置	運用商品提供に係る規定について、現行、「①少なくとも3つ以上の運用商品の提供義務、②1つ以上の元本確保型商品の提供義務」となっているところ、「 <u>リスク・リターン特性の異なる3つ以上の運用商品の提供義務</u> 」に1本化する。（元本確保型商品は、提供義務から労使の合意に基づく提供に変更。）	公布の日から2年以内で政令で定める日
⑤ あらかじめ定めた運用方法（いわゆるデフォルト商品による運用）に係る規定の整備	現行、デフォルト商品による運用についての規定は法律上存在しないところ、「 <u>指定運用方法</u> 」として法律上にその基準*を定める等の規定の整備を行う。 * 長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためのものとして省令で定める基準に適合するもの。なお、「指定運用方法」の設定は運営管理機関・事業主の任意。	公布の日から2年以内で政令で定める日

4. その他

その他、現行制度の改善事項として、以下に掲げる措置を講じるとしています。

なお、DB関係の改正事項の詳細につきましては、[平成28年4月26日付SuMiTRUST年金ニュース](#)においてもご案内しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

改正事項	内容	施行日
①DBからDCに資産の一部を移換する際の同意要件の見直し	DBの一部をDCに移換する際の要件として、現行、(1)「DCに移換する者の1/2の同意(事業所ごと)」及び(2)「DCに移換しない者の1/2の同意(制度全体)」を得ることが課されているところ、(2)について以下のとおり見直しを行う。 ①「(制度全体)」を「(事業所ごと)」とする。 ②DCに移換しない者のみからなる事業所について、移換元DBの掛金が増加しない場合、(2)の同意を不要とする。	平成28年7月1日*2
②DBの実施事業所の増減に係る手続きの見直し	DB基金又は事業主が、その実施事業所を増減させようとする場合には、現行、当該増減させようとする事業所の事業主及び労働組合等の同意が必要であるところ、DBを継続することが困難な事業所については、厚生労働大臣の承認・認可を得ることで、当該事業所の同意なしでDBから脱退させることができるようにする。	平成28年7月1日*2
③DB間の権利義務移転・承継手続きの見直し	DB間の権利義務移転・承継を行う際、厚生労働大臣の承認・認可が必要であるところ、本人の同意を得た場合は、厚生労働大臣の承認・認可は不要とする。	平成28年7月1日*2
④運営管理機関の委託に係る事業主の努力義務	委託する運営管理機関を5年ごとに評価し、検討を加え、必要に応じてこれを変更すること等を努力義務とする。	公布の日から2年以内で政令で定める日
⑤企業年金連合会への投資教育の委託	企業型DCの実施事業主は、DCの投資教育について、企業年金連合会への委託により実施することを可能とする。	平成28年7月1日*2
⑥国民年金基金連合会への広報業務の追加	個人型DCの加入可能範囲の拡大に伴い、国民に対する個人型DC等の周知・広報の強化のため、個人型DCの実施主体である国民年金基金連合会が行う業務に「個人型DCの啓発活動及び広報活動を行う事業」を追加する。	平成29年1月1日

*2 当初の法案では、「平成27年10月1日」施行とされておりましたが、これが「平成28年7月1日」に修正されました。

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 〔電話番号〕03-6256-3581